

令和 7 年 4 月 10 日

市政記者クラブ 様

中区役所総務課：只井
電話：052-265-2210
防災危機管理局危機対策課：肥沼
電話：052-972-3522
交通局自動車部自動車運転課：大橋
電話：052-972-3871

3 月 1 日（土）に中区において発見された不発弾に関する情報について（第 4 報）

標題の件につきまして、令和 7 年 4 月 20 日（日）に予定をしております不発弾処理に伴う道路交通規制及び公共交通機関への影響について、お知らせいたします。

なお、記者クラブ加盟各社におかれましては、道路交通規制及び公共交通機関への影響に関する広報につきまして、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 道路交通規制及び公共交通機関への影響について

(1) 一般道路

ア 規制区間：別紙 1 参照

イ 規制時間：午前 9 時 30 分頃から規制解除まで

(2) 名古屋市営バス

ア う回運行及びそれに伴い休止するバス停について（別紙 2 参照）

系 統	行 先	区 間	休止バス停	休止時間
栄 1 3	安井町西	袋町通本町～ 名城病院	桜通本町 3 番、4 番停 外堀通 4 番、5 番停	午前 9 時 30 分頃から 規制解除時間まで
	栄		（外堀通については、1 番、3 番停で臨時乗降取 扱いをします）	

上記区間において、不発弾処理に伴う交通規制範囲外にう回運行し、休止バス停には停車しません。う回運行により遅延が生じることがあります。

イ バス停休止のお知らせについて

バス停休止のお知らせは、本日以降順次栄 1 3 系統の始発バス停から休止バス停までの各バス停に掲出するとともに、交通局ウェブサイトにも掲載します。

2 お問い合わせ先

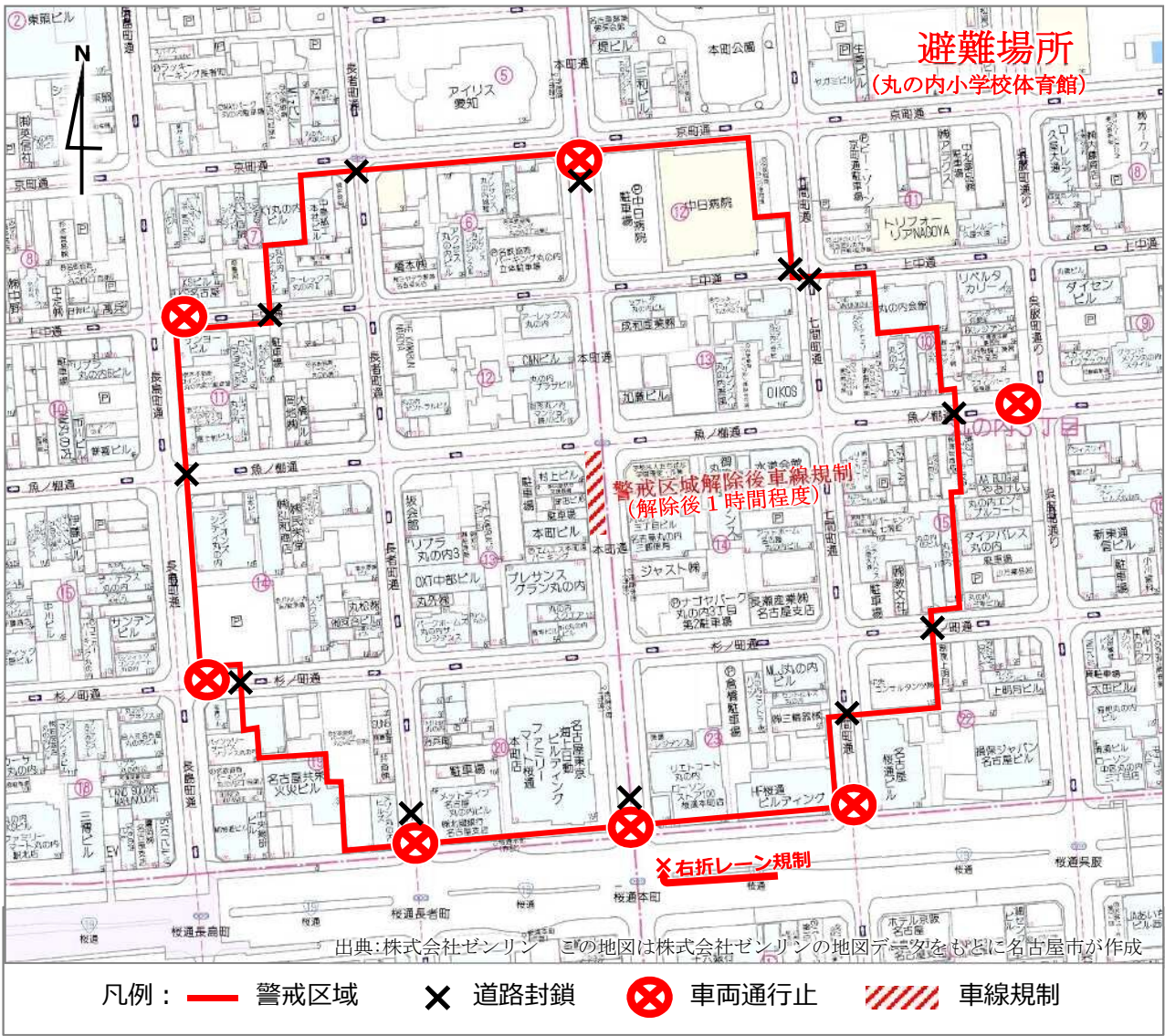
(1) 一般道路

中区役所総務課（052-265-2207）又は防災危機管理局危機対策課（052-972-3522）

(2) 名古屋市営バス

交通局自動車部自動車運転課（052-972-3871）

災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域および交通規制



令和7年4月20日(日)

市バス う回経路図

予備日である4月27日(日)に行われる場合は
同日同様のう回運行等を実施します

栄13系統安井町西行き
既設臨時停
外堀通①番のりば

栄13系統 栄行き
既設臨時停
外堀通③番のりば

一時休止停
外堀通
④・⑤番のりば

栄13			
栄ゆき		安井町西ゆき	
外堀通④番停	9:41	外堀通⑤番停	9:41
桜通本町③番停	9:42	桜通本町④番停	9:40

※上記時刻のバスから
規制解除まではう回運行します

伏見魚ノ棚

杉ノ町通本町

日銀前

桜通長島町

桜通長者町

桜通本町

(栄13) 栄ー安井町西



凡 例

- う回経路
- 運行経路
- 一時休止停
- 既設臨時停